

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	100010
規制の特例事項名	第三セクターに係る農業生産法人の要件緩和
意見提出者名	宮城県大郷町
意見の要点	<p>農林水産省の回答で「地方公共団体が出資している法人であっても、利益を追求する株式会社としての基本的性格は変わらず、農業生産法人制度において第3セクターを別扱いできない」とされていますが、第3セクターと言っても地方公共団体の出資率や出資者構成、代表権の有無によってその性質が異なるため、すべてを一律に取り扱うべきではないと考えます。本町では出資制限のない地方公共団体であっても出資率や代表権を有するなどの条件付で提案しており、この点についてご理解願います。</p> <p>また、地域における土地・水利用の混乱を防止し、担い手農家との調和を保つ手段としては、地方公共団体と第3セクターが必要な事項について協定を締結する方法が考えられます。地方公共団体、農業者、第3セクターの役割分担、取得後の農地の安全性や公共性を明確化した協定を締結すれば、地域農業の混乱を招くことはなく、農地の安全性も確保できると考えます。</p>
意見に対する回答	<p>農業生産法人の要件を満たさない法人については、地方公共団体が多く出資し、その代表権を有していても、農業と無関係な事業の比重が高ければ、農業以外の事業の動向が農業経営に大きな影響を及ぼし、また、実際に農業に従事する者がその構成員に含まれていなければ、農業従事者の意向が経営に的確に反映されないおそれがあることから、その農業経営が適切に行われる保証はなく、ひいては、地域農業や地域における土地に及ぼす影響も排除し得ないと考える。</p> <p>このため、法人の農地取得を認めるに当たっては、地方公共団体の出資比率の大小やその代表権の有無といった観点ではなく、その主たる事業が農業であり、かつ、構成員に農業に従事する者が含まれている等の農業生産法人の要件を満たすことが不可欠であると考えます。</p> <p>また、協定の締結については、農地の貸付けの場合には、協定に違反する不適切な事態に対し、賃貸借契約の解除等による農地の返還を受け、その是正を図ることが可能であるが、所有権が法人に移転してしまった場合は、権利関係を元に戻す等違反に対して実効性を持った是正措置を講じることが実態上困難となり、懸念払拭のための十分な措置であるとは言えないと考える。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	100020
規制の特例事項名	集落営農組織の法人化に係る農業生産法人の要件の緩和
意見提出者名	兵庫県神戸市
意見の要点	<p>構造改革特別区域法により農業生産法人以外の法人も農地の権利取得を認められているが、この農地法の特例措置は、「農地の遊休化が深刻で、相当程度存在する地域」であることが要件となっており、これに該当しない地域においては活用できない。地域の実情としては、該当しない地域においてこそ、営農意欲が強く、組織化への取組みも熱心であり、営農組織による農地の権利取得が望まれている。</p> <p>なお、農業者が自ら所有する農地を、自らが参画している集落営農法人に対し権利移動する場合に、地方公共団体が仲立ちしなければならないことは、規制緩和を推進していくという潮流にそぐわないものであると同時に、非効率であると考えます。</p>
意見に対する回答	<p>法人の農地取得を認めるに当たって、その取得した農地が適正かつ効率的に利用されることを確保するためには、その農業経営が適切に行われる必要があり、そのためには、その法人が行う農業及び農業に必要な農作業に従事する者を主体に組織された法人であることが不可欠であると考えます。</p> <p>したがって、法人の行う農業経営に直接関係しない者が構成員の多数を占めるような法人の場合、現にある集落営農組織であるとしても、単に地域の農業者や住民を構成員としているということだけでは、その農業が適切に行われることが担保されるとは言えず、農業生産法人の構成員及び役員に係る要件を満たして頂く必要があると考えます。</p> <p>なお、営農意欲が強く、組織化への取組が熱心な地域であれば、新たに農業生産法人の要件を満たす営農組織を設立することも十分実現可能であると考えます。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	100040
規制の特例事項名	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和
意見提出者名	北海道
意見の要点	<p>農地保有合理化法人の機能(中間保有機能)は、売渡しを前提に買入れた農地を、売渡しまでの間貸し付けることに限定され、本提案のように売渡しを前提としない、長期的な貸借は認められていないと解釈している。</p> <p>今後、農地保有合理化法人の機能として、売渡しを前提としない農地の取得・貸付を認められるのであれば、その旨、通達等で明確にされたい。</p>
意見に対する回答	<p>農地保有の合理化を促進する観点から特に必要と認められる場合には、新規就農希望者への貸付けを目的とした農地保有合理化法人による農地取得が可能となるよう通知で措置する。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	100060
規制の特例事項名	農地取得下限面積の緩和
意見提出者名	山梨県勝沼町
意見の要点	<p>本提案は、担い手として位置づけず、当初から第2種兼業として農業に従事する場合でも、農地を借りることを可能とすることを一つの狙いとするものです。10アール以下の農地であっても、兼業により維持する者が増えれば、農地の遊休化を少しでも防げると考えています。また、10月より特区措置として地方公共団体が下限面積を弾力的に定めてもよいとのことですが、どのような手続きを取れば、特区に認められるのでしょうか。</p>
意見に対する回答	<p>市町村においても担い手として位置づけ得ないような者が10アール未満のごく小面積な農地を利用する場合にあっては、農地法の特例法である特定農地貸付法により、農地法の許可を受けずに権利を取得することが可能であるので、同制度の活用を願いたい。</p> <p>また、10月からの下限面積要件の緩和に係る特区をご活用される場合の手続きについては、構造改革特区推進本部のHP (<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sinsei.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sinsei.html</a>) を御参照下さい。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	100160
規制の特例事項名	動植物検疫の24時間・365日化、迅速化
意見提出者名	東京都、横浜市
意見の要点	税関が執務時間外における通関体制の整備を7月から実施しているが、港湾の利用者からは、動植物検疫についても24時間365日化に向けた体制整備を図るよう強く望まれている。我が国の国際物流の効率化を通じ貿易の振興を図る上からも動植物検疫の体制強化を要望する。
意見に対する回答	執務時間外に動植物防疫官を常駐させるため、現在、要望のあった港を所管する動物検疫所及び植物防疫所における防疫官の増員等を平成16年度の組織定員要求等において要求しているところ。このため、対応が可能となるのは平成16年度以降。
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	100170
規制の特例事項名	加工用馬鈴薯の植物検疫上の取扱いの緩和
意見提出者名	山芳製菓株式会社
意見の要点	輸入禁止対象病害虫の発生地域以外から発送されたばれいしょであって、隔離栽培を実施した結果、検疫対象病害虫の付着がないことが確認できれば、輸入可能であるという理解でよろしいか。
意見に対する回答	<p>じゃがいもがんしゅ病などの輸入禁止対象病害虫が発生している地域からのばれいしょの輸入を禁止していますが、輸入禁止対象病害虫が発生していない地域からのばれいしょは輸入可能です。</p> <p>ただし、ばれいしょについては、輸入時点での肉眼検査を主体とした検査ではウイルス病等の発見が困難であること、万が一病害虫が侵入した場合、国内に定着・まん延するリスクが極めて高いことから、輸入の際、実際に我が国の隔離ほ場において、生塊茎では発見が困難な病気(ウイルス、ウイロイドなど)を対象として、一作期間(植え付けてから地上部が枯死するまでの間)毎個ごとに隔離栽培を実施し、検疫有害動植物の付着がないことが確認される必要があります。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	100170
規制の特例事項名	加工用馬鈴薯の植物検疫上の取扱いの緩和
意見提出者名	日本ポテトチップ協会
意見の要点	<ol style="list-style-type: none"><li>1. ばれいしょの病気の無発生地域や低発生地域を特定し、それらの地域を限定してもばれいしょを輸入することはできないか。</li><li>2. 諸外国には、ばれいしょの輸入を行っている国があるが、それらの国と日本は何が違うのか。</li><li>3. これまでばれいしょの輸入を行っている国で問題が生じた事例はあるのか。</li><li>4. イギリス、オランダ、ドイツでは、相当量のばれいしょの輸入があるが、日本では同様の措置をとることが不可能なのか。</li><li>5. 過去にばれいしょの輸入を禁止していた国が輸入を解禁している例があるが、今後日本でも同様になっていくのか。</li><li>6. どのような措置を講ずればばれいしょの輸入ができるのか。</li></ol>
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none"><li>1. ばれいしょは病気に感染しやすい農作物で、その栽培期間中に多くの病気が発生します。諸外国には輸入禁止対象病害虫(じゃがいもがんしゅ病、ジャガイモシロシストセンチュウなど)以外にも、我が国未発生のポテト・スピンドル・チューバー・ウイロイドなどのばれいしょの生産に重大な被害を及ぼす病気が発生しています。これらの病気は、輸入時の肉眼検査ではその発見が困難であることから、ばれいしょを生育させて病気の発現の有無を確認するとともに、エライザ検定等の抗血清診断やPCR法等の遺伝子学的診断等の特殊な検査が必要となります。したがって、輸入が禁止されている地域以外からの発芽し得る全てのばれいしょの輸入については、輸入の際、隔離検査を実施することが必要となります。</li><li>2. 我が国とばれいしょを大量に輸入している国とのばれいしょに対する植物検疫措置の違いは、万が一新たな病害虫が侵入した場合の被害の程度、病害虫の国内発生状況等の背景や侵入及びまん延防止の対象とする病害虫の種類の違いによるものです。なお、例えば、米国、豪州、ニュージーランドでは、日本を含む諸外国からのばれいしょの輸入を認めていません。また、EUについては、下記4のとおりとなっています。</li><li>3. これまでに諸外国において、農業に大きな被害が生じた事例として、じゃがいもがんしゅ病、ポテト・スピンドル・チューバー・ウ</li></ol>

	<p>イロイド、ポテト・イエロー・ドアフ・ウイルスなど数多くの報告がなされています。しかしながら、我が国においては、厳格な植物検疫を行ってきたことから、これまで大きな問題は生じていません。</p> <p>4. 加盟国の経済的統合を推進しているEU地域内においては、植物類の移動に関して規制はなく、ばれいしょについても輸出入に関して制限はないものと承知しています。</p> <p>一方、EU地域外からのばれいしょの輸入については、植物検疫に関するEU統一規則に基づき、ヨーロッパ近隣の一部（アルジェリア、キプロス、エジプト、イスラエル、リビア、マルタ、モロッコ、シリア、スイス、チュニジア、トルコ）からは、じゃがいもがんしゅ病、輪腐病及びポテト・スピンドル・チューバー・ウイロイドが発生していないことを条件に認めています。それ以外の全ての国からは、ばれいしょの輸入を禁止しています。</p> <p>したがって、イギリス、オランダ、ドイツにおけるばれいしょの輸入については、それらの地域間における輸出入ではないかと推測されます。</p> <p>5. 我が国未発生ウイルスなどばれいしょの病害虫が侵入した場合には、ばれいしょは我が国の主要な農産物であること、ばれいしょのみならず他の野菜に対しても甚大な被害を与えるおそれがあること、根絶が困難なこと、防除方法が確立していないことから我が国の農業に重大な支障が生じることとなります。</p> <p>このことから、我が国は、ばれいしょの病害虫侵入防止のため、今後とも植物検疫を的確に行っていく必要があると考えています。</p> <p>6. じゃがいもがんしゅ病などの輸入禁止対象病害虫が発生している地域からのばれいしょの輸入を禁止していますが、輸入禁止対象病害虫が発生していない地域からのばれいしょは輸入可能です。</p> <p>ただし、ばれいしょについては、輸入時点での肉眼検査を主体とした検査ではウイルス病等の発見が困難であること、万が一病害虫が侵入した場合、国内に定着・まん延するリスクが極めて高いことから、輸入の際、実際に我が国の隔離ほ場において、生塊茎では発見が困難な病気（ウイルス、ウイロイドなど）を対象として、一作期間（植え付けてから地上部が枯死するまでの間）毎個ごとに隔離栽培を実施し、検疫有害動植物の付着がないことが確認される必要があります。</p>
担当省庁名	農林水産省



(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	100180
規制の特例事項名	補助金適正化法の緩和による農業生産施設の目的外利用の容認
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>農業者の高齢化の進行や農産物価格の低迷等により、当初の事業目的を履行できない事業主体の発生により、代わって、特区により農業に参入した一般法人等が、補助事業によって導入した施設等を、地域の実情に即した、様々な目的(加工施設のテナントとして賃貸 など)で有効活用することの必要性が高まることが予想されます。</p> <p>今回の回答については、このような、今まで会計検査等により指摘されていた内容についても、ある程度の柔軟な審査のもとで、適当と認められるということで措置分類D-1とされたのであるのか、認められる具体的な事項も含めて、再回答をお願いします。</p>
意見に対する回答	<p>補助金により取得した財産の目的外使用等については、適正化法第22条に基づき当該補助金の交付行政庁に財産処分の承認申請をすることにより、申請について個別事案毎に審査し、事情やむを得ないと判断されるものについては、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。</p> <p>提案内容については、財産処分の具体的な事例が不明であるが、補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、効率的かつ有効的な予算執行を行うことは、交付行政庁に課せられた当然の努めであり、通常、「一般企業等が代わりに経営を継続する事例」及び「農産物加工施設をテナントとして貸し出す」事例については、適当と判断されれば、処分制限残存期間分の補助金相当額について返還することを条件に承認することとなる。</p> <p>なお、会計検査院から指摘を受けた事例は、各省各庁の長の承認を受けずに目的外使用等を行ったことによるものであろうと推定される。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	100190
規制の特例事項名	農業参入する特定法人への農業制度資金貸付の容認
意見提出者名	長野県
意見の要点	特例1001及び1002の認定を受けた法人が農業経営を開始する場合に、一般の農業者と同様に農業制度資金の貸付対象となることを求めた提案に対する回答(措置分類F)を再検討されたい。
意見に対する回答	<p>新規に農業に参入する法人であっても、農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になることにより現行制度での貸付は可能であるため、新規参入の障壁は無いと考えている(分類D-1)。</p> <p>農業経営改善計画の認定を市町村に申請できる者は、当該市町村の区域内において「農業経営を営み、又は営もうとする者」であり、法人も含まれ、また、構造改革特別区域内において農業に参入する一般法人(特定法人)も除外した規定とはなっていない(農業経営基盤強化促進法第12条第1項)。</p> <p>したがって、特定法人は、農業経営改善計画を作成して市町村に対して提出することが可能であり、さらに、当該計画が市町村の一定の基準(農業経営基盤強化促進法施行規則第14条)に合致するものと認定された場合には、当該特定法人は認定農業者となることができるものである。</p> <p>(ただし、1002の特例事業を行おうとする法人については、自らは「農業経営を営み、又は営もうとする者」には該当しないため、農業経営改善計画の認定を受けることが出来ないことは、前回回答済み。)</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	100200
規制の特例事項名	特定法人への農業経営支援の容認
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>構造改革特区の第3次提案募集において、「検討の対象とならない規制特例の提案の例外」として「法律上の許可を受けた法人と株式会社とで補助金の比率が違う場合など、イコール・フットイング(対等な競争の確保)、新規参入の障壁となっているような財政上の制度は対象となります。」とされている。</p> <p>しかしながら、農林水産省の措置分類はF(単に税財政措置を求めるもの)であるが、再検討をお願いする。</p>
意見に対する回答	<p>経営構造対策事業等は、農家の共同利用施設の整備等を通じて地域農業の担い手となる経営体の育成を推進しているところであり、この観点から、本事業の事業主体は、市町村、農協、第3セクター、農業者等の組織する団体、PFI事業者等の公共的団体としているところである。</p> <p>本事業の事業実施主体は、法律上の許可を受けた法人に限定しているものではなく、特区計画の認定を受けた特定事業の事業主体であっても、農家3戸以上の共同利用形態である「農業者等の組織する団体」としての法人又は任意組合等と認められる場合は対象とすることが可能である。</p>
担当省庁名	農林水産省